

## 令和7年度 男女平等参画区民協働企画講座 企画運営団体 募集要項

### 1 趣旨

男女平等参画区民協働企画講座は、男女平等参画社会の実現のため、企画運営団体と区が協働して講座等の事業を実施することにより、広く区民のみなさんに情報提供することを目的としています。

また、応募団体の講座企画力や運営能力を高め、活動の活性化を図ることも目的としています。

### 2 募集期間

**令和7年2月10日（月）9時から 4月7日（月）17時まで（必着）**

### 3 応募資格

次の（1）～（3）いずれかに該当する団体等で、公益法人、特定非営利活動法人、又は区内在住・在勤・在学者5名以上の構成員で組織されている任意団体

- （1） 男女平等推進センター登録団体
- （2） 区内で男女平等参画に関連する活動を行っている団体・グループ等
- （3） 区内で男女平等参画に係わる事業を実施する団体・グループ等

※ 男女平等推進センター登録団体の場合は、構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学者です。

※ 公序善良に反せず、かつ、政治・宗教・営利での活動を目的とした団体でないことを条件とします。

### 4 募集する講座内容

男女平等参画の推進に寄与する内容で次の（1）から（10）のテーマに該当するもの

- （1） 学術・歴史
- （2） 家族・家族関係
- （3） からだ・こころ・性
- （4） 育児・子育て
- （5） 子ども・教育
- （6） 福祉・介護
- （7） 労働
- （8） コミュニティ
- （9） 生活一般
- （10） その他、男女平等参画の推進に寄与すること

※ 特定の団体や組織または別の講座や講習会への勧誘を主な目的としないこと、趣味・教養・娯楽のみを目的としないことを条件とします。

## 5 募集する企画の要件

### (1) 事業実施時期・所要時間

令和8年3月中旬（祝日除く）まで、1回につき2時間程度

※区広報紙に掲載を希望する場合、入稿から掲載まで約2か月かかります。

### (2) 実施会場

区立施設を使用する場合は、使用料減免措置を行います。ただし、希望する会場の確保ができない場合があります。

### (3) 受講料・実費の徴収

原則、団体は受講料を徴収することができません。ただし、教材の印刷・製本を事業者に委託する経費、及び実施に必要な材料の経費を団体が負担する場合等に限り、団体はその負担額を募集人数で除した額を上限として実費を徴収することができます。

### (4) 事業の経費

事業に要する経費については、次の各項のとおりとします。

#### ① 講師謝礼は、1企画2時間分を上限として次の基準により区が負担します。

区分		支払額（1時間あたり・税込み）
A	大学教授、弁護士、公認会計士、医師、ジャーナリスト、著名民間学者、民間企業最高責任者	12,100 円
B	大学准教授、高専教授、民間専門研究者、民間企業中間管理者	10,500 円
C	大学助教授（講師）、高専准教授、民間技術者、民間企業下級管理者	9,400 円
D	大学助手、高専講師、民間技能者	8,300 円

#### ② 一時保育付事業として実施する場合の保育者謝礼は、区が負担します。

#### ③ 事業の実施に必要な消耗品は、1企画10,000円分を上限として区が現物支給します。

#### ④ 区が負担する消耗品にインクカートリッジを計上する場合は、必ず純正品の型番を記載してください。

#### ⑤ 区が負担する消耗品に計上できるチラシの経費（紙（カラー印刷は白紙、モノクロ印刷はカラー紙）代、消費税を含む）は下表のとおりとします。

サイズ	印刷方法		1部あたり経費	印刷可能な枚数
A 4	カラー	片面(両面)	20 円(40 円)	500 枚( 250 枚)
	モノクロ	片面(両面)	2 円( 4 円)	5,000 枚(2,500 枚)
A 3	カラー	片面(両面)	40 円(80 円)	250 枚( 125 枚)
	モノクロ	片面(両面)	4 円( 8 円)	2,500 枚(1,250 枚)

#### ⑥ その他の経費が必要な場合、または区の経費負担上限額を超える場合は、団体の経費負担により事業を実施することは可能です。

#### (5) 用品・備品類

事業当日に使用する用品・備品類は、区立施設に付帯しているものは、必要に応じて利用できます。ただし、希望する用品・備品類の確保ができない場合があります。

### 6 役割分担

#### (1) 団体の役割

- ① 事業の企画立案
- ② 講師等の手配・交渉
- ③ 広報及びチラシ原案作成等広報活動
- ④ 当日運営
- ⑤ 事業実施報告（事業終了後、10日以内に「事業実施報告書」を提出）
- ⑥ その他区が必要と認める業務

#### (2) 区の役割

- ① 会場、保育室及び保育者（一時保育付事業の場合のみ）の手配
- ② 消耗品の現物支給
- ③ 区立施設へのチラシ配布等広報活動支援
- ④ 受講生受付
- ⑤ 当日運営補助
- ⑥ 講師謝礼及び保育者謝礼（一時保育付事業の場合のみ）の負担・支払

### 7 募集数

1団体あたり1企画応募可能とし、3団体（3企画）を募集します。

※ 連続性がある企画の場合、実施日が複数日にわたる連続企画も実施可能です。

ただし、区が負担する経費の上限額は変わりません。

※ 複数の団体による共同企画の場合は、1企画応募したものとします。複数の団体による共同企画を応募した団体は、別に単独で企画を応募できません。

### 8 応募方法

#### (1) 応募書類

- ① 男女平等参画区民協働企画講座事業企画書
- ② 男女平等参画区民協働企画講座予算計画書
- ③ 男女平等参画区民協働企画講座団体・グループ概要
- ④ 男女平等参画区民協働企画講座構成員名簿（なお、公益法人、特定非営利活動法人の場合は組織概要、役員名簿等に代えることができます。また、公益法人、特定非営利活動法人の場合、住所の記載は省略できます。）
- ⑤ その他企画にあたって必要な書類

## (2) 応募書類の入手方法

応募先窓口で配布する他、板橋区公式ホームページ「令和7年度男女平等参画区民協働企画講座」からもダウンロードできます。

(<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/jinken/danjo/kouza/1020942.html>)

## (3) 提出方法

応募書類を記入の上、郵送、持参又は、メールで募集期間内に応募先まで提出してください。

### 【郵送・持参】

〒173-0014 板橋区大山東町 32 番 15 号 板橋区保健所 5 階  
板橋区 総務部 男女社会参画課 男女平等推進係 宛

※ 封筒の表に「区民協働企画講座応募書類在中」と赤字で明記してください。

### 【メール】

Eメール：j-danjo@city.itabashi.tokyo.jp

※ メールの子名を「区民協働企画講座応募」としてください。

## 9 選考方法

男女平等参画区民協働企画講座企画運営団体選定要領に基づき、選定委員会にて書類選考を行い決定します。また、必要に応じてヒアリングをします。

## 10 結果通知

令和7年4月末頃を目途に、審査結果の通知を団体の担当者宛に郵送します。また、区ホームページにも公表します。

## 11 注意事項

令和7年度予算の成立（東京都板橋区議会で3月下旬議決予定）を前提として行うものであり、予算が成立しなかった場合は事業を実施しないことがあります。

## 12 応募先及び問い合わせ先

板橋区 総務部 男女社会参画課 男女平等推進係 担当：萩原（はぎわら）

所在地：〒173-0014 板橋区大山東町 32 番 15 号 板橋区保健所 5 階

電話：03-3579-2486

Eメール：j-danjo@city.itabashi.tokyo.jp